明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第十一条の三の次に次の一条を加える。

第十一条の四　施行令第十九条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める株式は、金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に類するものであつて外国に備えられているものに登録されている株式とする。

2　前条第十項の規定は、施行令第十九条の四第五項第一号に規定する財務省令で定める場所について準用する。

3　施行令第十九条の四第五項第三号に規定する財務省令で定める事項は、同項第一号の権利者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所又は居所その他参考となるべき事項とする。

4　前条第二項の規定は法第二十九条の三第二項において準用する法第二十九条の二第二項に規定する財務省令で定める事項について、前条第三項の規定は法第二十九条の三第二項において準用する法第二十九条の二第三項の認定事業会社について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と、同項第二号中「特定新株予約権等」とあるのは「特定外国新株予約権」と、「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と、「付与決議」とあるのは「付与決議等」と、同項第三号中「特定新株予約権等」とあるのは「特定外国新株予約権」と、「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と、「契約」とあるのは「付与契約」と、「権利行使価額」とあるのは「権利行使価額（施行令第十九条の四第十二項に規定する権利行使価額をいう。第五号において同じ。）」と、同項第四号及び第五号中「特定新株予約権等」とあるのは「特定外国新株予約権」と、「既に他の」とあるのは「既に法第二十九条の二第一項に規定する」と、「法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権（以下この号において「特定外国新株予約権」という。）」とあるのは「他の特定外国新株予約権」と、「当該他の」とあるのは「当該」と、「係る付与決議」とあるのは「係る同項に規定する付与決議」と、「当該特定外国新株予約権」とあるのは「当該他の特定外国新株予約権」と、「同項に規定する付与決議等のあつた同項」とあるのは「付与決議等のあつた法第二十九条の三第一項」と、同条第三項中「第二十九条の二第二項の株式会社」とあるのは「第二十九条の三第二項の認定事業会社」と読み替えるものとする。

5　施行令第十九条の四第十一項において準用する施行令第十九条の三第十三項の規定により読み替えて適用される施行令第二十五条の八第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定外国株式（法第二十九条の三第三項に規定する特定外国株式をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした年月日

二　譲渡をした特定外国株式の数

三　法第二十九条の三第三項の規定の適用がある場合には、当該適用に係る同項各号に掲げる事由

四　特定外国株式に係る施行令第十九条の四第十項に規定する特定残株数並びに当該特定残株数に係る同項各号に掲げる数の計算に関する明細並びに当該計算の基礎となつた同項第一号に規定する特定取得及び同項第二号に規定する譲渡又は贈与のそれぞれの年月日

五　その他参考となるべき事項

6　施行令第十九条の四第十一項において準用する施行令第十九条の三第十三項の規定により読み替えられた施行令第二十五条の八第十二項の規定の適用がある場合における第十八条の九第一項の規定の適用については、同項中「明細書は」とあるのは「書類は」と、「明細書には、」とあるのは「書類には、当該譲渡をした施行令第十九条の四第十一項に規定する特定外国株式と当該特定外国株式以外の株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）との別に」と、「項目別の金額」とあるのは「項目別の金額、当該特定外国株式に係る第十一条の四第五項各号に掲げる事項」と、「、株式等（法第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「、株式等」とする。

7　第五項の規定は、施行令第十九条の四第十一項において準用する施行令第十九条の三第十五項の規定により読み替えて適用される施行令第二十五条の十一第四項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

8　第六項の規定は、施行令第十九条の四第十一項において準用する施行令第十九条の三第十五項の規定により読み替えられた施行令第二十五条の十一第四項の規定により確定申告書に添付すべき同項の書類について準用する。この場合において、第六項中「第十一条の四第五項各号」とあるのは、「第十一条の四第七項において準用する同条第五項各号」と読み替えるものとする。

9　施行令第十九条の四第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定外国新株予約権（法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権をいう。以下この項において同じ。）を付与した取締役等（同条第一項に規定する取締役等をいう。この項及び次項において同じ。）の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号から第三号までに掲げる場所。同項第一号において同じ。）

二　当該特定外国新株予約権の付与に係る法第二十九条の三第一項に規定する付与決議等のあつた年月日

三　当該特定外国新株予約権の法第二十九条の三第一項に規定する付与契約を締結した年月日（当該付与契約が同項第六号に掲げる要件を満たすために変更がされたものである場合には、当該変更の日）

四　当該特定外国新株予約権の行使に係る株式の種類及び数並びに施行令第十九条の四第十二項に規定する権利行使価額（次項において「権利行使価額」という。）

五　当該特定外国新株予約権の行使をすることができる期間

六　第一号の取締役等が死亡した場合に同号の特定外国新株予約権を行使できることとなる当該取締役等の相続人の有無

七　その他参考となるべき事項

10　施行令第十九条の四第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該特定外国株式のうちに分割承継法人株式等が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等以外の特定外国株式との別に、それぞれについての当該事項）とする。

一　法第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けて株式の取得をした取締役等又は権利承継相続人（同項に規定する権利承継相続人をいう。第七号において同じ。）の氏名及び住所

二　当該特定外国株式に係る法第二十九条の三第一項に規定する特定外国株式会社（当該特定外国株式のうちに分割承継法人株式等が含まれている場合には、当該分割承継法人株式等に係る所得税法施行令第百十三条第二項に規定する分割法人並びに同条第一項に規定する分割承継法人及び分割承継親法人）の名称及び本店の所在地（前年中に名称又は所在地に変更があつた場合には、当該変更前の名称及び所在地を含む。）

三　前年十二月三十一日における当該特定外国株式に係る施行令第十九条の四第十項に規定する特定残株数

四　前年中における当該特定外国株式の特定取得（施行令第十九条の四第七項に規定する特定取得をいう。次号において同じ。）をした年月日、数及び事由

五　前年中に特定取得をした当該特定外国株式の権利行使価額

六　前年中における当該特定外国株式に係る同一銘柄株式（施行令第十九条の四第七項に規定する同一銘柄株式をいう。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）又は贈与をした年月日、数及び事由

七　前年中に譲渡又は贈与をした特定外国株式につき当該取締役等又は権利承継相続人が支払を受けた譲渡対価の額又は交付を受けた金銭その他の資産の額（法第二十九条の三第三項の規定により譲渡があつたものとみなされた特定外国株式にあつては、同項各号に掲げる事由が生じた時における当該特定外国株式の価額）

八　第一号の者が死亡したことを知つた場合には、その旨及びその者の死亡年月日

九　第一号の者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

十　その他参考となるべき事項